

平成29年5月秋田市議会臨時会提出予定案件		
	件名	説明
	<b>「条例案」 2件</b>	
1	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 市長の給料月額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成30年3月31日まで延長する。</p> <p>2 市長の期末手当額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成29年12月まで延長する。</p> <p>○施行期日 公布の日からとし、同日以後に支給する給料月額等から適用する。</p>
2	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 教育長の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成30年3月31日まで延長する。</p> <p>2 教育長の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成29年12月まで延長する。</p> <p>○施行期日 公布の日からとし、同日以後に支給する給料月額等から適用する。</p>

## 「単行案」 4件

- 3 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件  
・地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）：平成29年3月31日公布、同年4月1日施行

○地方税法の一部改正（平成29年法律第2号）に伴い、市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決処分年月日 平成29年3月31日

○改正要旨

- 1 特定配当等、特定株式等譲渡所得金額、特定上場株式等の配当等、特例適用配当等および条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が個人の市民税の課税方式を決定できることを明記した。
- 2 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定した。
- 3 家庭的保育事業等の用に供する家屋および償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例等について規定した。
- 4 居住用超高層建築物（タワーマンション）、被災市街地復興推進地域に定められた場合の特定被災共用土地および被災住宅用地ならびに耐震改修等が行われた認定長期優良住宅等に係る固定資産税の手続について規定した。
- 5 肉用牛の売却による事業所得等に係る個人の市民税の所得割の課税の特例の適用期限を3年延長した。
- 6 一定の燃費基準を達成した三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率を軽減するグリーン化特例について、特例の適用期限を2年延長するとともに、偽りその他不正の手段により特例が適用された場合の軽自動車税の賦課徴収の特例について規定した。
- 7 その他必要な規定の整備を行った。

※専決処分した理由

地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課

	<p>徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>4 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年総務省令第28号）：平成29年3月31日公布、同年4月1日施行</p>	<p>○過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成29年総務省令第28号）に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 平成29年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <p>過疎地域内における固定資産税の課税免除の対象となる事業について農林水産物等販売業を加え、情報通信技術利用事業を除くとともに、課税免除の適用期限を平成31年3月31日まで延長した。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>5 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年総務省令第28号）：平成29年3月31日公布、同年4月1日施行</p>	<p>○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正（平成29年総務省令第28号）に伴い、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 平成29年3月31日</p> <p>○改正要旨</p>

		<p>産業集積区域内における固定資産税の課税免除の要件となる主務大臣による基本計画の同意の期限を平成30年3月31日まで延長した。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
6	<p>秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）： 平成29年3月31日公布、同年4月1日施行</p>	<p>○地方税法施行令の一部改正（平成29年政令第118号）に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 平成29年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <p>国民健康保険税を減額する所得判定基準を改めた。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
	<p><b>「 予 算 案 」 1 件</b></p>	
7	<p>平成29年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件</p>	<p>○資料別紙</p>
	<p><b>「 人 事 案 」 6 件</b></p>	
8	<p>秋田市教育委員会教育長の任命について同意を求める件</p>	<p>○教育長越後俊彦氏の任期満了（平成29年5月12日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの</p> <p>・任期3年</p> <p>※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項</p>

9	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	<p>○教育委員会委員前川重明氏の任期満了(平成29年5月12日付)に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期4年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項</p>
10	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○公平委員会委員檜森利光氏の任期満了(平成29年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期4年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項</p>
11	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>○監査委員高井宏司氏の任期満了(平成29年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期4年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第196条第1項</p>
12	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>○監査委員三浦清氏の任期満了(平成29年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期4年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第196条第1項</p>
13	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○固定資産評価審査委員会委員木村了氏の死去(平成29年3月26日)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 残任期間(平成31年3月29日まで)</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>